

NPO 釜ヶ崎

野宿生活者の就労機会拡大・居住・生活の安定のために、私たちは努力します。

特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構 〒557-0004 大阪市西成区萩之茶屋 1-5-4
TEL06(6630)6060 E-mail: npokama@npokama.org <http://www.npokama.org>

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」 第154回国会で成立!!

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が、第154回国会会期末ぎりぎりの7月31日、参院厚生労働委員会で可決され、参議院本会議で追加議案として提案されて、投票の結果反対票ゼロで可決されました。

釜ヶ崎支援機構は、民主党から「ホームレスの自立の支援策等に関する臨時措置法案」が衆議院(第151国会)に提出されて以来、二つの点(実効性のある就業の確保・実施状況の評価機関の設置)で注文をつけながらも、基本的には、民主党案を支持し、連合・部落解放同盟と共に早期成立を求める国会行動を行うほか、全国各地の野宿生活者支援活動

を続ける諸団体と共に、参議院選挙にあたって各政党への「法」に対する質問と回答の公開、早期制定請願署名運動などを、多くの人々の応援をうけ、展開してきました。請願署名総数は51,279名に達しました。

民主党案は自民、民主両党の一部議員が連携して成立すると一時伝えられましたが、しかし、拙速であるとの与党の一部が反発して棚上げとなり、与野党調整の上、改めて法案が検討されて今国会に提出されたものです。

7月17日、衆院厚生労働委員会で、与党3党(自民、公明、保守)と民主、社民の5党共同で草案が提示されまし



法の成立を聞き、喜びと次のステップをめざす雄叫びをあげる(7月31日:国会前)

た。草案可決に先立ち、民主党案は、取り下げられ、委員長提出法案とすることが全会派一致で可決され、18日衆院本会議を通過後、参院に送られました。衆参両院で可決されたことにより、法律として成立したことになります。

なお、衆院厚生労働委員会では、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の運用に関する件」が決議されています。

今回成立した「自立支援法」は、10年間の時限立法で、5年を目処に施行状況を検討して見直すこととされています。

「法」では、野宿生活者自身に、公の施策を活用すること等で自立に努めるよう求めるとともに、自立支援や発生防止のための施策を「国や地方自治体の責務」と明記しており、また、国民も野宿生活者に対する理解を深めると共に、地方自治体に施策に協力して、自立を支援することが求められています。

目標としては、雇用の確保や職業能力の開発、安定した居住場所と必要な医療の確保、生活相談の実施などにより、自立を支援することがあげられています。自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、総合的に施策が推進されなければならないとされています。

就業の機会が確保されることが最も重要とされていること、5年で実施状況が検討されることになっていること、この2点で曲がりなりにも、釜ヶ崎支援機構が民主党案段階で提起した修正は満たされたように思います。

公共施設管理者が「適正利用を確保するために必要な措置をとる」と規定していることから生じた、運用によっては強制排除につながりかねない恐れがあるという懸念には、厚生労働委員会で、「必要な措置を取る場合は、人権に十分に配慮する」と決議しています。

法はあくまで出発点です。どのような計画で、どのような対策を取っていくのか、法の運用を注意深く見守り、働きかけていく必要があります。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

第一章 総則

第一条 (目的) この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

第二条 (定義) この法律において「ホー

ムレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

第三条（ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等）ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。

二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援に

より、これらの者がホームレスとなることを防止すること。

三 前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。

2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

第四条（ホームレスの自立への努力）ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること

シンポジウム&ライブ 「Soul in 釜ヶ崎」～魂の痛みを聞く～

8月25日（日）12:30～17:20

阿倍野区立区民センター（地下鉄谷町線阿倍野駅⑥出口西へ1分）

参加費（支援金）大人2,000円、大学生以下1,000円

〈第1部〉シンポジウム

①パネル討議

- ・発題「釜ヶ崎の現場から」

発題者 本田哲郎氏（フランシスコ会カトリック神父）

- ・発題「宗教による救済の現場から」

発題者 池田士郎氏（天理大学教授）

②基調講演「魂の痛みを聞く」

鎌田東二氏（武蔵丘短期大学助教授、神道ソングライター）

〈第2部〉チャリティーライブ 演奏 独楽

主催「Soul in 釜ヶ崎」実行委員会

後援：同和問題にとりくむ大阪宗教者連絡会議、世界宗教者平和会議日本委員会青年部会、

金光教平和活動センター、大阪宗教連盟、釜ヶ崎支援機構、釜ヶ崎のまち再生フォーラム

等により、自らの自立に努めるものとする。

第五条（国の責務） 国は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

第六条（地方公共団体の責務） 地方公共団体は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

第七条（国民の協力） 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

第二章 基本方針及び実施計画

第八条（基本方針） 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十四条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項

二 ホームレス自立支援事業（ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。）その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項

三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項

四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項

五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

第九条（実施計画） 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

3 都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

第三章 財政上の措置等

第十条（財政上の措置等） 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第十一条（公共の用に供する施設の適正な利用の確保） 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

第四章 民間団体の能力の活用等

第十二条（民間団体の能力の活用等） 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

第十三条（国及び地方公共団体の連携） 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

第十四条（ホームレスの実態に関する全国調査） 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

附 則

第一条（施行期日） この法律は、公布の日から施行する。

第二条（この法律の失効） この法律は、この法律の施行の日から起算して十年を経過した日に、その効力を失う。

第三条（検討） この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、その

施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

ホームレスの自立の支援等に関する 特別措置法の運用に関する件

政府及び地方公共団体は、我が国においてホームレスの急増が、看過できない極めて大きな問題となっている現状を踏まえ、ホームレスを含め社会的に排除された人々の市民権を回復し再び社会に参入することができるようにすることは、憲法第十一条及び第二十五条の精神を体现するために必要不可欠な施策であることに深く留意し、本法の施行に当たっては、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 ホームレスの自立の支援に際しては、自立に至る経路や自立のあり方について、可能な限り個々のホームレスに配慮した多様な形が認められるよう努めること。

二 ホームレスに対する職業能力開発に当たっては、ホームレスの実情に応じた内容となることに深く留意するとともに、ホームレスの自立につながる安定就労の場の確保に努めること。

三 ホームレスに対する住宅支援策の実施に当たっては、その実効性を高めるため、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅・民間住宅を通じた可能な限り多様な施策の展開を図ること。

四 ホームレスが入居する施設においては、入居者本人の人権尊重と尊厳の確保に万全を尽くすこと。

五 第十一条規定の通り、法令の規定に基づき、公共の用に供する施設の管理者が当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとる場合においては、人権に関する国際約束の趣旨に十分に配慮すること。

六 本法による自立支援策と生活保護法

の運用との密接な連携に配慮し、不当に生活保護が不適用とされることのないよう、適正な運用に努めること。

七 第十四条に規定する全国調査を早期に完了し、遅滞無く事業を実施すること。

八 本法を施行する中で実情との不整合等が生じたとき等においては、速やかに見直すこと。

九 「実施計画」を策定しない都道府県及び市町村の区域においても、ホームレスの自立支援及び余儀なくホームレスとなることの防止の諸施策の実施に可能な限り努めること。

右決議する。

平成十四年七月十七日

2002年6月 野営闘争（大阪城公園：大阪府庁前）

大阪城公園の府庁に面した道沿い、約 200mにわたり、ブルーシートを張ったテントが延々と続く。府庁の正面玄関と対面して、「我々は働いて飯を食いたい！ 何故、仕事がないのか！ 誰の責任なのか！」と大きく書かれた看板が、野宿を強いられている人々の叫びとして掲げられている。

6月10日～7月2日、大阪城公園の大阪府庁前で「釜ヶ崎就労・生活保障制度実現をめざす連絡会」（釜ヶ崎反失業連絡会）によって野営闘争が行われました。反失業連絡会が結成（1993年9月）されてから、ほぼ毎年続けられているもので、野宿と飢えの現実を集団化して提示し、問題解決を迫るために始められました。

野営は、野営テントを、労働者たちが自らの手で設営するところから始まります。そのテントの中で、約200人が約20日間を過ごしました。テントに入りきらない100～200人は、テントの外周で野営します。野営期間中は、三食の炊き出しが提供され、炊き出しは、20人程の労働者がボランティアで準

備しました。

期間中、いろいろな行事も催されます。「仕事をよこせ！反失業デモ」で大阪府庁前から大阪市庁前までデモ、仕事がなく野宿を強いられている現状を訴えつつ、野営の資金作りのために合計7回のカンパ活動。寒波活動では、16万9千円の協力が得られました。また、夕方には、「野宿生活者支援法」「パレスチナ問題」等の学習会や、「椿三十郎」「男はつらいよ」等の映画上映会、ライブ等も催されました。

大阪府・大阪市への要望 野営闘争中に、反失業連絡会は大阪府及び大阪市に対して要望書が提出され、各々3回ずつの交渉が行われました。以下はその概要の紹介です。



- 野宿生活者自立支援法の、今国会での早期実現を求める要請を、府・市共同で行うこと。
- 大阪府下及び大阪市全域の野宿生活者に対して、公的就労等の就労対策を行うこと。また、釜ヶ崎において、特別就労事業の拡大や、新たな公的就労制度等の就労対策を行うこと。
- 野宿生活者の社会再包摂のための施策を行うこと。

大阪市の担当者からは、次のような説明があったそうです。

6月上旬に大阪選出の国会議員に対して、国家予算についての要望の説明を行い、その中の重点項目の一つとして、野宿生活者に関する自立支援事業、施設運営の助成、実効性のある特別就労対策、支援法の制定等の実現について理解を求めた。

また、今秋からの特別就労事業の拡大については、知恵を出しながら努力したいとのことで、訓練事業の必要性についても認識している。

大阪府の担当者からは、次のような説明があったそうです。

市と同様に、知事が大阪選出の国会議員に対して、雇用対策、野宿生活者支援を国へ最重要項目として要望していることを説明し、理解を求めた。

また、反失連との交渉期間中に厚生労働省へ陳情に行き、支援法成立後、雇用推進のための基本方針の策定や実態調査の前に、地域の事情を考慮した事業展開をすること等を求めた。国土交通省へも同じ要望を出し、河川清掃の仕事出し等を求めた。

府、市ともに、就労を軸にした自立支援策を作っていく、という基本的な姿勢を改めて表明したということです。

～野営に参加していた 労働者の声より～

◎Aさん(50代) 「釜ヶ崎に来る前は、横浜で日雇をやってたんだけどね、仕事がなくてここに来て、もう3年になる。始めのうちはドヤに泊れたけど、そのうち仕事に就けなくなって…。今は、月3回の特掃の仕事だけだ。溶接の資格を持っている。溶接なら何だってできる。でも、年齢でダメと言われ



炊き出し風景

てしまう。」

◎Bさん 「長いことアオカンしていると、体が動かなくなる。手配師はそういう人を当然雇わない。だから仕事に就けなくなる。その悪循環だ。」

◎Cさん(大阪城でテント暮らし)
「以前は山谷にいました。名古屋にいたこともあります。釜ヶ崎は、どんなところか見たくて来ました。まだ 49歳で特掃は無理なので、自転車でアルミ缶を集めて生活しています。1回に 1,000 円くらいしかありません。アルミ缶、一生懸命探しても、なかなか集まらない。明日、集めたアルミ缶を西成まで自転車で持っていきます。西成の業者が高く買ってくれるから。あちこちでやってる炊き出しを食べてしのいでいますが、一番辛いのは、やっぱり仕事がないことです。」



◎Eさん 「野宿者はな、社会のどん底にいる人間や。普通に生きてる人にはプライドがあって出来へん生き方やと思う。コンビニの賞味期限切れの弁当を拾って食べるけど、そのもらい方にしても、店からいつも弁当をもらえる人はちゃんと心得ている。朝方、

店の前の自分が寝ていたテリトリーをきちんと掃除して、店の窓を拭いたり周りを掃除したりして綺麗にする。そうやって、いつももらえるようにしている。たまに、期限切れ弁当にわざと水入れて食べられへんようにされてることもあるけどな。ダンボールをもらうのも同じことや。人様の駐車場だって綺麗に掃除し続けたりすると、もらえるようになる。そうやって生きる術を開拓していくんや。

みんな、食べることに必死や。寝場所はアオカン(野宿)すれば何とでもなるけど、食料だけはな…。例えば、炊き出しの列に並んでいて自分の目の前で配食が終わってしまった時。人を押しのけてでも奪いたいと思う…これが、生きていくためには当たり前や。この姿(野宿して生きている姿)が、人間が生きる本当の姿やと思う。

ワンカップ飲むのも、酔いたいと思って飲むのちがう。飲んだって、そんなに酔えるもんやない。苦しいから、寂しすぎるから、飲まずにはいられへんねや。仕事があったらこんな風にはなへん。

わしはな、早うに親を亡くして施設で育って、中学しか出られへんかった。就職もまともにできんと、手っ取り早く釜ヶ崎の日雇になるしかなかった。景気のいい時には散々使っておいて、いらなくなったら使い捨てや。」

特掃にくる 65 歳以上の輪番労働者

今年度から西成労働福祉センターでの輪番登録には、生活保護受給者や施設入所者は申し込めなくなり、65歳以上の登録者数は、大きく減少した。

それでも、65歳を過ぎても生活保護を受けることをよしとしない人や、新たに誕生日を迎えて 65 歳となる人がいるので、輪番労働者の中に 65 歳以上の人が含まれていることになる。

400余人いる 65 歳以上の高齢者を対象に、特掃の仕事が終わった後で、事務局のスタッフが個々人に居住形態や収入等の生活状況について簡単な聞き取りを継続して行っている。7月5日時点での 65 歳以上の登録者が 445 人で、うち 285 人に聞き取りを行った。聞き取り結果をまとめると、次のようになる。

最も多かったのが、「生活保護は受けたくない。もう少し自分の力で頑張りたい」という人で、101人 (35.4%) であった。

生活保護・年金の受給、施設入所等のため、特掃のカードを返却した人は 72 人 (全体の 25.3%) であった。釜ヶ崎支援機構の福祉相談部門で相談を受け、生活保護の受給に至った人も含まれるが、電話等で通報があり発覚に至った人もいた。

生活保護を受けたい、あるいは申請中の人は 21 人 (7.4%) であった。ま

◎特掃の65歳以上輪番登録者アンケート結果

	人数	割合(%)
●特掃カードを返却	72人	25.3%
・生活保護受給による	61	21.4
・施設に入所している	7	2.5
・年金・貯金等で生活できる	4	1.4
●「生活保護を受けたい」	21人	7.4%
・生活保護を受けたいと思っている	14	4.9
・生活保護を申請中である	7	2.5
●「生活保護を受けずもう少し頑張る」	101人	35.4%
・生活保護受けたくない、もう少しがんばる	85	29.8
・考えておく	16	5.6
●「今の状態で何とかなっている」	54人	18.9%
・年金と合わせて何とかなっている	24	8.4
・他の仕事もある	12	4.2
・家族と同居している、身内の援助がある	10	3.5
・貯金がある	5	1.8
・友人と一緒に暮らしている	3	1.1
●「生活保護を受給できない事情がある」	16人	5.6%
・借金がある	7	2.5
・生活保護打ち切りになった	6	2.1
・資産があり難しいと言われた	2	0.7
・家族に反対されている	1	0.4
●その他	21人	7.4%
合計	285人	100.0%

た、充分ではないが年金受給や他の仕事による収入があったり、家族・友人の援助があって「今の状態で何とかなっている」という人が 54 人 (18.9%) であった。一方で、借金や生活保護の打ち切りなど、事情があって生活保護を受給できない、という人が 16 人 (5.6%) であった。

「生活保護は受けたくない。まだ頑張る」と言っている人は、月3回の特掃の収入 (5,700円×3回=17,100円/月) のみで、あるいは特掃とアルミ缶の収集で生活している、という人が多い。

65 歳以上の輪番労働者の 3 人に 1 人が、何と言われようとも、まだ行政の世話にはなりたくない、しんどくても自分の力で踏ん張る、と言っている。解決は、仕事量の拡大によるしかない。

釜ヶ崎支援機構 第3回総会 報告（5月27日開催）

5月27日夕刻、釜ヶ崎支援機構の第3回総会が西成市民館で開催されました。

正会員63名中32名が出席し(18名が事前に委任状を提出)、正会員の過半数の出席が確認され、総会は成立しました。

総会は野口理事が議長に就任し、全ての議案が滞りなく原案通り承認されました。

○2001年度事業報告

会報11号掲載の2001年度事業報告に基づき、就労機会提供事業、寝場所提供事業、及び長居・西成仮設一時避難所の運営補助事業について報告。

大阪府から委託された「野宿生活者就労自立支援策の調査研究」の成果に基づき、今年度において具体的な就労先

開拓、起業援助、社会授産を起こすこと等の見通しについて富田理事が報告。

福祉相談部門事業について、昨年度において228名の生活保護申請(居宅保護)の援助をしたこと、その後のケアも可能な限り行ったこと等を報告。

会報11号掲載の2001年度収支計算書・貸借対照表に基づき、会計について報告。

西口監事より、帳票等検査の結果、適切な会計処理がなされており、会計報告に遺漏がないとの監査報告。

以上の報告に対して、幾つかの質問が出されました。

質問① 福祉相談事業で13名の死亡が報告されているが、どのような形で葬儀が営まれているのか？

仮設一時避難所定例 ソフトボール大会 ー長居 vs 西成ー

長居仮設一時避難所と西成仮設一時避難所では、合同で毎月1回ソフトボール大会を行っており、入所者と釜ヶ崎支援機構のスタッフが一緒になって、「長居チーム」と「西成チーム」を作って試合を行っています。このレクリエーションを通して、入所者やスタッフが交流を図りつつ、互いの施設の入所者とも親睦を深めています。また、この日のために各人が自分のペースで練習を積んでおり、体を動かすきっかけにもなっています。

7月23日に3試合行った結果、(長居対西成)第1試合2対5、第2試合7対11、第3試合10対6で、3試合中2試合、西成仮設一時避難所が勝ちました。



回答① 全て生活保護受給者であり、葬祭扶助費でまかなわれています。葬儀には関わった福祉部門職員が参列していますが、今後は仲間作りを一層強め、仲間で仲間の死を悼むものとなるようにしていきたいと考えています。

質問② 理事会はどのような形で開催しているのか？

回答② 各理事とも多忙を極め日程調整が困難なことから、山田理事長が各々の理事を訪問して、議事について意見を拝聴し調整の上運営にあたって

います。本年度については、本来の形で開催するよう努めます。

○2002 年度事業計画

会報 11 号掲載の新年度事業計画書及び予算案に基づき、昨年度に引き続いて委託を受けた事業や訓練事業の強化、福祉部門の独立採算制を目指すこと等、新年度事業計画・予算案を説明、提案。

質問③ 受託事業を除く本会計予算の説明で、今年度予算通り執行すれば、約 80 万円資金繰りが行き詰まるとあ

支援団体紹介 一夜廻りの会廿日市

「夜廻りの会廿日市」は、広島市内の野宿生活者の支援団体で、毎週土曜日の夜、野宿生活者に手作り弁当や薬、日用品、衣料品等を配布されています。

代表の米田和子さんによると、「毎週平均 2.5 人の人が福祉（生活保護）を受けて、ありがとうございます、世話になったね、と別れていきます。昨年は 63 人、今年に入って 34 人が福祉を受け、一時は 300 人分必要だった弁当の数もすっかり減りました（写真）。」とのこと。広島では福祉の年齢制限がなく、また、2 軒の不動産屋の社長さんが住居の保証人になってくれているそうです。



行政に対して、駅前再開発地を一大福祉ゾーンにして、そこで仕事を創出して欲しい、との要望を出されているとのこと。やはり福祉だけでは不十分で、仕事が必要であるという現状は、どこでも同じようです。

今日も雨の中、夜廻りに行って来ます。

多くの人の愛を、届けてまいります。

ったが、それなら当初から、寄付金見込みを増額するか、経費を減額すべきではないか？

回答③ 釜ヶ崎支援機構も設立以来4年目を迎えますが、受託事業は野宿生活者の規模に見合っただけ伸びず、本会計による独自事業も発展していません。このことに危機感を持って本年度活動を展開する決意を予算上でも示したものです。不足が見込まれる80万円を大きく超える収入、寄付の獲得に努め、独自財源による事業の展開を図りたいと考えています。

質問④ 「あいりん臨時夜間緊急避難所」の運営について、退所時間、シャワーの有効利用、整理券の配布方法等、もっと弾力的な運営はできないか？

回答④ 昨年度は経費節減に努め、3台の給湯器を設置しました。利用時間等については、周辺町会を交えた運

営委員会で検討する必要がある、直ちに検討するとは言えません。運営委員会で話してみたいと思います。

○人事案件

定款により全理事の任期が2002年6月30日で満了となり、総会に先立って開かれた理事会に全理事が出席し、全理事とも留任の意思を確認。理事長についても留任の意思一致が確認されたことが報告され、全理事とも留任とし、理事長についても留任とすること、4年目の体制確立のために理事長を専任理事とすることが承認されました。

○評議委員会

定款に評議委員会の定めがあるが、これまで機能していなかった評議委員会について、野宿生活者の対策は地域住民とも密接な関係があり、「まちづくり」としても考えられなければならないとの観点から、今年度は町会の人に評議委員会に入ってもらい、議論を積み重ねていきたいとの方向が表明された後、評議委員が紹介されました。総会に出席された夜間宿所周辺の今宮連合町会長と今宮連合の6町会各町会長、そして萩之茶屋連合町会長が挨拶されました。

2002年度第2回会員の集い

8月18日(日)午後2時より

事務所2階で行います。

ぜひご参加ください。

特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構 会報 12号 2002年7月31日

〒557-0004 大阪市西成区萩之茶屋1-5-4

電話 06(6630)6060 FAX06(6630)9777

会費・寄付の振込口座:郵便振替:00900-1-147702 釜ヶ崎支援機構

福祉部門への振込口座:UFJ銀行萩之茶屋支店(普)1114951 釜ヶ崎支援機構